

認証評価の概要

1. 認証評価とは

各大学における教育研究活動などの質を保証し、質の改善・向上に資するために、認証評価機関が定める大学評価基準に基づく定期的な評価を受け、その結果を社会に向けて明らかにする。

認証評価には、①大学の教育研究等の総合的な状況についての評価（機関別評価）と、②専門職大学院の教育課程、教育組織その他教育研究活動の状況についての評価（専門分野別評価）がある。専門分野別評価は、専門分野ごとに評価機関を認証することが想定され、当面は第三者評価の必要性が強い専門職大学院から開始されている。

2. 認証評価の特徴

- ① 教育評価が中心：大学における教育活動の重要性を鑑みる
- ② 各大学の目的や目標を踏まえた評価：各大学の個性を伸ばす
- ③ 自己点検・評価に基づく評価：各大学の教育研究活動などの個性化や質的充実に向けた大学の主体的取組を支援・促進する
- ④ 大学の教職員等の有識者によるピア・レビューを中心とした評価：大学の状況を適切に評価する

3. 大学機関別認証評価を行う認証評価機関及び各機関の評価基準

表に示す大学評価基準（認証評価機関が定める基準）は、認証評価機関が行う大学評価の基準になるとともに、大学がその教育研究等の水準の維持・向上を図るための指針となるものである。各認証評価機関における機関別認証評価の概要は、以下のとおりである。

表 各認証評価機関が定める大学評価基準

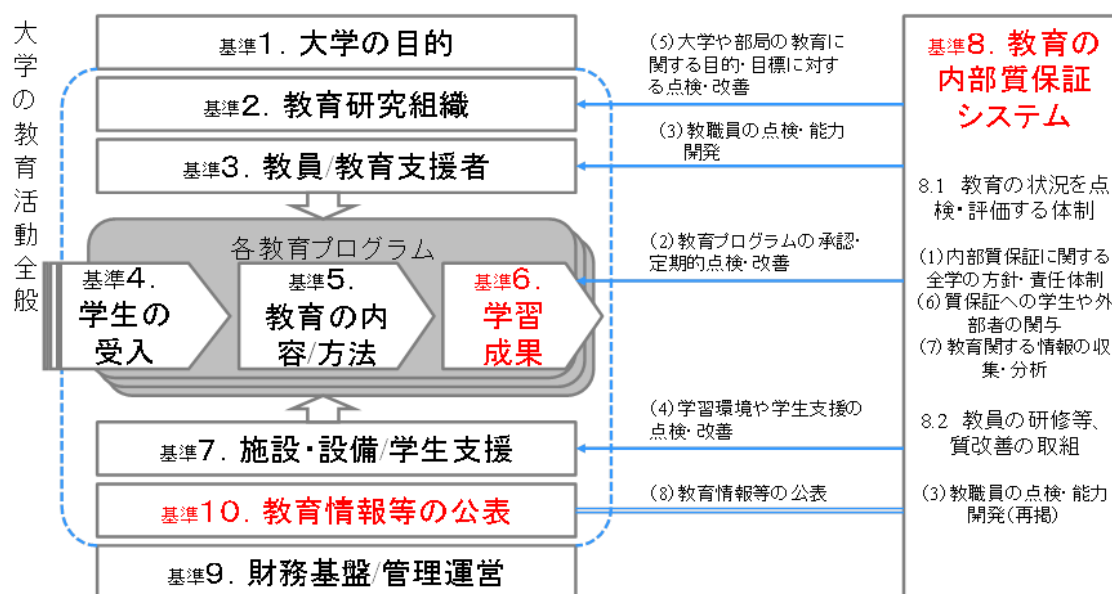
大学評価・学位授与機構	大学基準協会	日本高等教育評価機構
基準1 大学の目的	1 理念・目的	基準1 使命・目的等
基準2 教育研究組織	2 教育研究組織	
基準3 教員及び教育支援者	3 教員・教員組織	基準2 学修と教授
基準4 学生の受入	4 教育内容・方法・	
基準5 教育内容及び方法	成果	基準3 経営・管理と
基準6 学習成果	5 学生の受け入れ	財務
基準7 施設・設備及び学生支援	6 学生支援	
基準8 教育の内部質保証システム	7 教育研究等環境	基準4 自己点検・評価
基準9 財務基盤及び管理運営	8 社会連携・社会貢献	
基準10 教育情報等の公表	9 管理運営・財務	
	10 内部質保証	

3. 1 大学評価・学位授与機構の認証評価

① 第1サイクル（平成17年度～平成23年度）の評価実績

	国立大学	公立大学	私立大学	計
H17	2	2	0	4
H18	7	3	0	10
H19	37	0	1	38
H20	4	5	2	11
H21	27	10	0	37
H22	7	15	3	25
H23	1	5	1	7
計	85	40	7	132

② 第2サイクル（平成24年度～平成30年度）での改善点



出典：大学評価基準と内部質保証システムの構成要素の関係(「教育の内部質保証システム構築に関するガイドライン(案)」)

図1 第二サイクルの認証評価基準の関係図（大学評価・学位授与機構）

③ 大学機関別選択評価の実施

平成24年度から新たに開始。大学機関別選択評価は、機構が定める選択評価事項について、認証評価とは別に機構が独自に行う第三者評価として実施。

選択的評価事項 A： 研究活動の状況

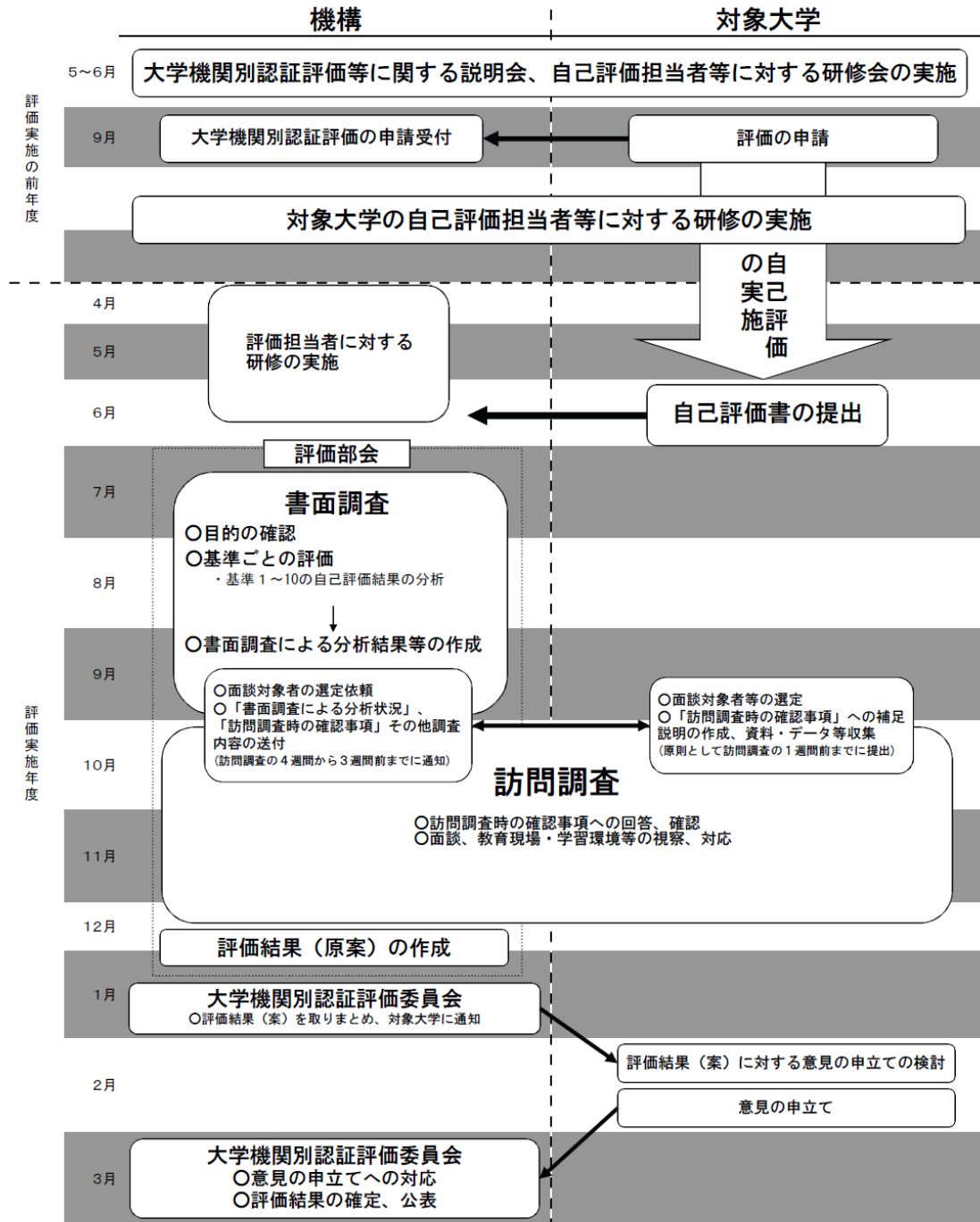
選択的評価事項 B： 地域貢献活動の状況

選択的評価事項 C： 教育の国際化の状況

④ 評価プロセス

大学機関別認証評価のスケジュール

※原則として、下記スケジュールで行いますが、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。



出典：(独) 大学評価・学位授与機構「大学機関別認証評価 自己評価実施要項」、15頁(別紙1)

図2 大学評価・学位授与機構の大学評価(認証評価)のプロセス

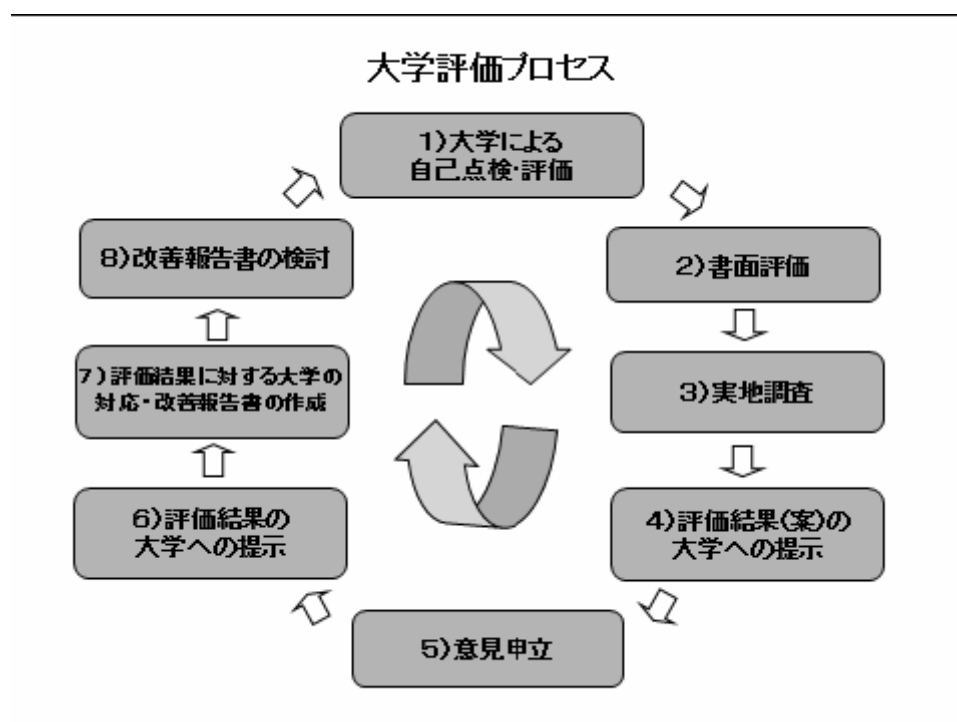
3. 2 大学基準協会の大学評価

① 内部質保証システムの有効性に着目した評価

- 第1期（平成16～平成22年）の認証評価を経て、第2期（平成23年～）を迎えるのを機に、「内部質保証システム」の構築を改革の主眼として評価システムを改革した。
 - 「『内部質保証』（Internal Quality Assurance）とは、PDCAサイクル等の方法を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育・学習その他のサービスが一定水準にあることを大学自らの責任で説明・証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのこと」
- ※ 「大学評価ハンドブック 2013（平成25）年度評価者用・2014（平成26）年度申請大学用」、4頁参照

② 理念・目的、教育目標の達成度を重視した評価－「基盤評価」と「達成度評価」

- ①大学に共通して求められる学校教育法や大学設置基準等の法令要件が遵守されているかどうかの評価（「基盤評価」）を行ったうえで、②理念・目的、教育目標を達成するために大学がどのような努力を払っているか、それがどの程度達成されているかという観点からの評価（「達成度評価」）を行っている。
- ※ 「大学評価ハンドブック 2013（平成25）年度評価者用・2014（平成26）年度申請大学用」、8頁参照



出典：「大学評価ハンドブック 2013（平成25）年度評価者用・2014（平成26）年度申請大学用」、9頁

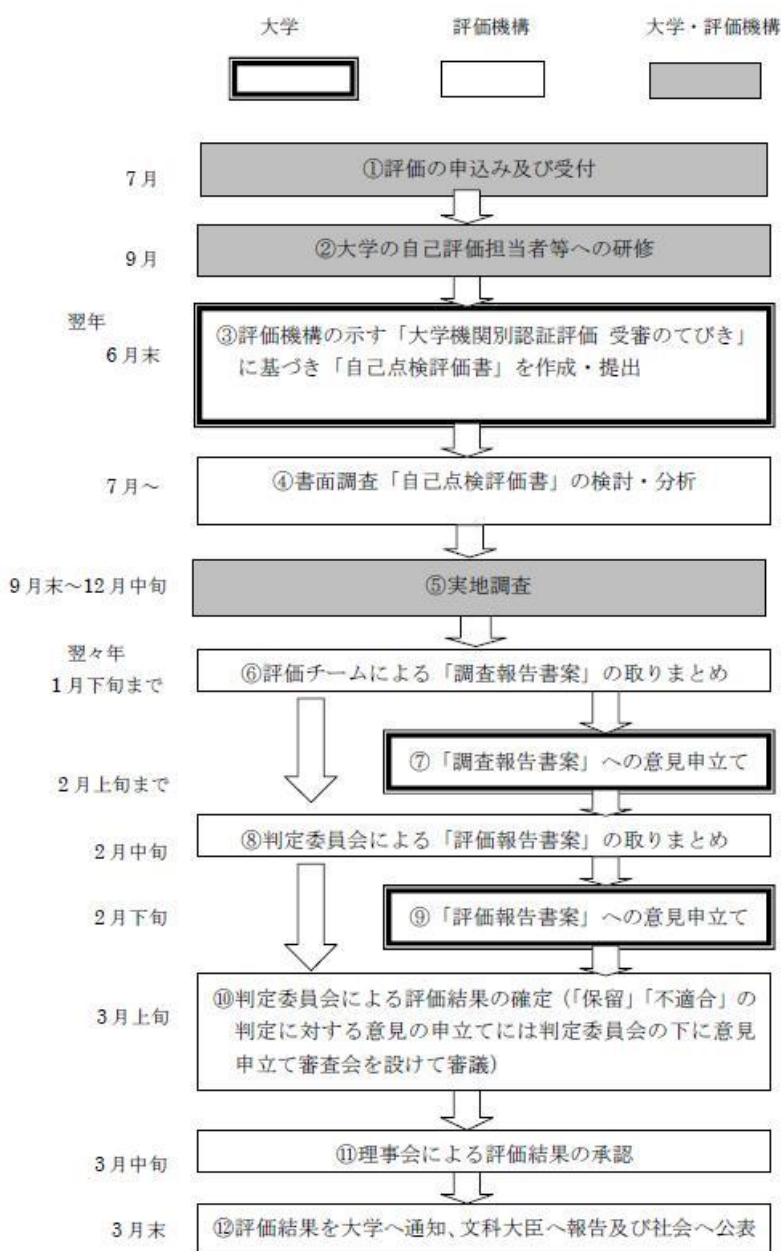
図3 大学基準協会の大学評価（認証評価）のプロセス

3. 3 日本高等教育評価機構の認証評価

① 第2期の認証評価（平成24年度～）における改善点

- 認証評価受審時の自己点検・評価であっても、単に認証評価のためのものではなく、自主的な質保証のための本来的な自己点検・評価の一環として明確に位置付ける。
- 評価機構が設定する「評価基準」は基本的・共通的な事項に限定し、大学はこれに自らの使命・目的に即した自己点検・評価項目を加える。

② 評価の基本スケジュール



出典：日本高等教育評価機構「大学機関別認証評価実施大綱」、7頁

図4 日本高等教育評価機構の大学評価（認証評価）のプロセス

③ 改善報告書等

- 「適合」の判定を受けた受審校のうち、評価報告書で「改善を要する点」として指摘があった場合は、3年以内に改善報告書等の公表及び提出が求められる。

<参考> 認証評価の法的根拠：学校教育法第109条

- 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、当該大学の教育及び研究、組織及び運営ならびに施設及び設備（以下「教育研究など」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究などの総合的な状況について、7年以内ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。
- 専門職大学院を置く大学にあっては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、5年以内ごとに、認証評価を受けるものとする。
- 認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（認証評価機関が定める基準）に従って行うものとする。